平成２１年（フ）第６８０号
静岡県島田市本通７丁目7651番地の８、旧住所静岡県島田市中央町20番２号
債務者　山本　江美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２４号
東京都武蔵野市八幡町４丁目27番５号
債務者　北澤　真司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４２号
石川県輪島市山岸町ろ部48番地　ラ・エール輪島２号室、従前の住所金沢市入江３丁目99番地、従前々の住所石川県輪島市別所谷町29の16番地
債務者　鳴海　智美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第６１１号
静岡市清水区中河内913　城内方、住民票上の住所静岡県富士市宮下311番地の42　メゾンリヴィエールＦｕｊｉ102号
債務者　芹澤　信義
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９９号
東京都町田市南大谷786番地18石田ハイツ102
債務者　杉本　典隆
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３２号
東京都多摩市和田1686番地の２スターライトヴィラ第２―202
債務者　金井トモ子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０９８号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2503番地１クラブラハイナ弐番館１号
債務者　齊藤　仁光
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４１４号
横浜市旭区南本宿町44番地16
債務者　市村　俊幸
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２９号
横浜市南区清水ケ丘20番地13　エクセルハイム清水ケ丘302号
債務者　天野　宏人
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４９８号
横浜市神奈川区三ツ沢中町17番５号　三和ハウス103号
債務者　大箸　幸弘
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５００号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート39棟203号
債務者　中野　　守
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３６号
横浜市青葉区すすき野３丁目３番地２　すすき野団地13棟502号
債務者　植田　淑子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７８号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目６番24号　鵠沼メゾン101号室
債務者　斉藤　正美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４７号
神奈川県相模原市松が枝町25番８号　キャッスルマンション203
債務者　高浜　詔子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４５６号
神奈川県相模原市東橋本２丁目10番５号
債務者　五日市吉徳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

第明治三二十種郵便物認可
三五年三月三十一日